

令和2年度(2020年度)第4回函館市障がい者計画策定推進委員会 会議録要旨

- 日 時 令和2年(2020年)10月29日(木) 午後6時30分～午後8時10分
- 場 所 函館市役所8階 大会議室
- 出席委員(13名)
大山委員, 加藤委員, 河村委員, 川村委員, 近藤委員, 佐藤委員, 島委員, 相馬委員, 永澤委員, 西口委員, 野澤委員, 廣畑委員, 松田委員
- 事務局職員
障がい保健福祉課 加藤課長, 岡本主査, 瀬戸主査, 板谷主査, 芳村主査, 阿部主事
- 会議内容

1 開会(午後6時30分)

2 協議事項

(1) 第6期函館市障がい福祉計画のたたき台について

【岡本主査】

(「資料1-1 第6期函館市障がい福祉計画策定の趣旨等【概要版】」および「資料1-2 第6期函館市障がい福祉計画(令和3年度～令和5年度)(たたき台)」に基づき説明)

【佐藤会長】

資料1-1, 資料1-2について, 御意見・御質問等ございますでしょうか。
では, 松田委員。

【松田委員】

資料1-2の2ページにある「③ 入所等から地域生活への移行」とあるところについてですが, 「地域の社会資源を最大限に活用し, 提供体制の整備を進める」というのは, 共同生活援助の日中サービス支援型の件のことなののでしょうか。

やはり重度化・高齢化, 入院の長期化が進んでいるということで, 平成30年にこの日中サービス支援型ができましたが, 過去の会議の質問を受けて, 本日の配付資料「日中サービス支援型 市町村別数」を作成されたのだと思います。これを見ると, 日中サービス支援型の事業所は函館市には無いということで, ここにある「提供体制の整備を進める」というのは, この類型のことなのかなと思ったのですがどうなのでしょうか。

【佐藤会長】

端的に言えば, 函館市では日中サービス支援型を実施するのでしょうか, という御質問ですね。

【松田委員】

そうです。函館市において、開設の予定はあるのでしょうか、ということです。

【岡本主査】

現在のところ、日中サービス支援型事業所を開設するという情報は得ておりません。

【松田委員】

分かりました。作ってほしいなどは思うんですけど。

【佐藤会長】

このことについては、事業所に対してこういった事業があるのでいかがですかという働きかけがあっても、名乗りを上げているところは無いということなんでしょうね。

【松田委員】

もう一ついいでしょうか。14ページ「4 障がいのある人の就労の促進」の一番下に「授産製品の受注拡大等による工賃向上の促進」とあって、第5期の策定委員会でもこの文言は出てきたのですが、これには疑問があって、行政として具体的に何かをする考えがあるのだろうか、そうではなく、ただ計画書に載せているだけではないのだろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

【加藤課長】

市役所において実施していることに限定してお答えしますと、各事業所の授産製品や、こういう作業であればこの事業所で対応できますなどといったことを一覧表にしたものを各部局に案内し、年度末にその利用実績を照会するなどして、職員に対する周知および利用促進を図っています。

【佐藤会長】

松田委員、よろしいでしょうか。事業所においてどういった作業を行っているかによっても実感の差はあるのだろうかとは思いますが。

では、他にございませんか。はい、廣畑委員。

【廣畑委員】

資料1-2についてですが、共通の問題意識というところでお話させていただきたいと思います。

目次の最後の下のところ、「「障害者」の「害」の表記について」という記載がありますが、これに関して、「障害者」の「害」の字に不快感があるという意見を基

にひらがなの「がい」の表記をしているということなのですが、現在、障害者基本法では全て漢字の「害」という表記になっていて、北海道の条例のように条例や函館市の課の名称などのレベルではひらがなの「がい」の表記になっているというのが現状だと思います。ただ、ここでは「障害者」の「害」の表記となっているのですが、例えば、函館市の「障がい保健福祉課」では「障害者」ではなく「障害」の表記がひらがなになっているということで、「障害者」という人を当て込むカテゴリーと「障害」という現象とが混同されているように思われるので、それを分けて考えなければならぬということがまずひとつです。

次に、「害」の字に不快感があるという当事者の意見は大事なのですが、「障害」という概念の捉え方については、現段階においては、例えば障害者基本法の中で、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を「「障害」と総称する」というように「障害者」を定義する中で、「障害」という概念を規定しているのが今の構造で、その「障害」の規定については、いわゆる専門的な話で言うと、「医学モデル」ということで、人にスポットを当てて「障害」を見出す見方で捉えられているのですが、障害者権利条約などの世界のスタンダードな基準の中では、「障害」という事柄を、人にスポットを当ててではなく、社会の障害物という意味合いでの捉え方に転換されてきているんです。

すなわち、まだ日本が「障害」の捉え方が遅れている状況の中で、今現在、障害者基本法が動いているというのが現状なんですね。

そこで、おそらく5～10年以内に、勧告があるかどうかは分かりませんが、「障害」の捉え方の転換が促されて、見直しがかかる可能性があると思うのですが、そういったときに、外にある障害物という意味での「障害」の捉え方になったら、「障がい」とひらがな表記にすると、問題をぼやかすということにもなり兼ねなくて、その意味において、今後、ひらがな表記をすることに問題が生じる可能性があるということを確認しておく必要があるということをお場で確認させていただいた次第です。

次に、2ページの(2)「② 障がい種別によらないサービス提供の推進」というところで、最後の「必要な情報を提供するよう努めます」という表現について、他を見る限り、ここだけ努力的な表現になっているんですね。ですから、ここも是非「提供します」というように言い切っていただけたらと思います。

それから、第4「2 障がいのある人の地域生活への移行促進」のところで、「差別や偏見のない」とあるのですが、差別には「積極的差別」と「消極的差別」とに区分ができるということで、例えば、消極的差別はトリアージのように優先順位を付けざるを得ない場合を言うのですが、積極的差別は差を付けて毀損してしまうような意味合いになってしまうんです。なので、ここの意味は、積極的差別ということになるということと、いわゆる心理学的に「偏見のない」ということはあり得なくて、「偏りを減らしていく」ということしかできないと思うんです。だから、「積極的な差別

や偏見を減少させていく社会」という表現でなければ、科学的には誤った表現になるのではないだろうかということ指摘したいと思います。

あと、14ページの一番下のところで、下線が引かれている「いきいきと支援に従事できるようにするための職員の処遇改善等」というところで、権利擁護をするためには職員がいきいきとしていなければいけないということで、これは非常に重要なことを記載いただいていると思うのですが、その上でもう一步踏み込んで「職員の給与水準を含めた処遇改善等」という表現にしていただけると、より具体的な処遇改善が明文化されると思いますので、「給与水準を含めた」という文言を入れてもらえたらと思います。

あとは、地域生活への移行の関係で前回意見を言わせていただいたんですが、それに関連して、地域移行をするという場合、在宅での生活を目指して、それが難しくなった場合に、グループホームに移行するという流れが、基本的なノーマライゼーションの考え方に妥当するものだと思うのですが、その際に、例えば、重度訪問介護だとか、重度障害者等包括支援だとか、あるいは同行援護だとか短期入所だとか、そういった在宅生活をしていく上で必要となる資源については、地域生活に移行する人の分を見込まないとおかしいと思うんです。具体的に言いますと、21ページの重度訪問介護で見込み（月あたり）で751時間とあるのですが、ここを1,000時間くらいにして、在宅を目指す人の見込み量として入れるとか、あるいは、人数の見込み量も9名、10名というように見込んでおくということが必要なのだと思います。

そして、行動援護などに「利用人数の増減を繰り返しながら推移しているので、平成29年度からの平均値を算出し」という表現があるのですが、ここに例えば「地域移行に関係あることも視野に入れつつ見込みました」とか「重度障害者等包括支援については、過去の利用実績はありませんが、地域移行に連動して需要があるものとして見込みました」といったような文言が、短期入所も含めて必要なのではないかと思います。短期入所については、29ページの実績の下のあたりで、「地域移行した人の利用も一部見込んで」という文言がどこかに入ると良いのかなと思います。また、グループホームについては、「過去の伸び率等を勘案して見込みました」とありますが、これについても「地域移行先の一つであることと過去の伸び率等を勘案して見込みました」というような表現を組み込んでいただくと、地域移行の部分が居宅系、在宅系ときちんと連動していることが読み取れて良いと思います。長くなりましたが、以上です。

【佐藤会長】

はい、ありがとうございます。

一番初めの「障害者」の「害」の表記について、函館市で漢字表記がひらがな表記になった経緯は、かなり鮮明に記憶していて、障がい者支援をしている人たちの中で、

「害」の字はおかしいだろうという思いがあって、そういう理由で変えてきているという背景があります。実はかなり古い話ですけれども、ある市議会議員が議会でそのことについての質問を議会でしたんですね。それで、この委員会の前身になる委員会に、「害」の字の表記についてどうするかというお話があったんです。本当にひらがな表記にする必要があるのかという意見があったり、視覚障がいのある方にとっては点字にすれば「害」も「がい」も同じものだから関係ないという意見があったり、いろいろな意見があったんですね。実際に漢字表記から変える必要がないということでそのままにしてきた自治体もあるんでしょうが、函館市としては誤解を招くような漢字表記をできるだけ使わず、ひらがな表記にできるものはひらがな表記にしようということで進めてきて、第5期の福祉計画の中にも同じ囲みがあって、ずっとこういう形で進めてきたんですね。これについては、「文章の中に漢字とひらがながあるけど、どうしてなのか」というような質問がいまだに出るんですね。法律的な文言については漢字表記のままにして、それ以外のものについてはひらがな表記にしましょうという歴史的な背景については、皆さん御承知のところだとは思いますが、確かに「医学モデル」や「社会モデル」といった障がいの捉え方については、いろいろな議論を経て、もう少し整理されてくるのかなと思っておりました。まあ、「害」の字についても、違う漢字を使った方が良いという人たちもいたり。久方ぶりに、この委員会でこの議論をできたということで、とても良かったなあと思います。このことについて、速報がありましたら事務局からお知らせいただきたいと思います。

あと、文言だとか漢字の扱いだとかについては、事務局の方できちんと整理していただいた方が良いのかなと思います。

14ページの職員の処遇改善について、これは大きなテーマで、廣畑委員の立場としては、教え子をそういった職場に送り出すということもあるでしょうから、思いも強いと思うんです。御承知のように、福祉関係の業界というものは、必ずしも給料が良いというものではなく、大変な状況で皆さんお仕事をされていて、もっと、もっと処遇改善をしなければならないだろうと経営する人それぞれに思いというものがあるんでしょうけれど、いかんせんそれを担保するものが入ってこないという問題もありまして、これは給与改革も含めた処遇改善をしなければならないのだということを、声を大きくして国にも言っていく必要があるのだと思います。そういった意味で、函館市では、こういうことを計画にきちんと明記することは、大事なのだろうなと思います。

最後にお話がありました、21ページの量の見込みについては、実績から追っていった数字ではなく、地域移行の分も上乘せした数字を出すということについては、事務局の方で判断してもらった方が良いかと思いますが、事務局から何かありますか。

【加藤課長】

一番最後のお話の地域移行に連動した文言を差し込むことについては、そう言われてみればそうだなと思う点もありましたので、全てに文言を入れるとなるとそれはうるさくなってしまうかもしれないので、どれに入れるかは事務局にお任せいただきたいと思います。ただ、地域移行をこれからどんどん進めていくんだという計画にしておりますので、それが3年後にどれだけ進んでいるかというのは未知数ですが、進めていかなければならないということを示していくためには、必要な表現であると思いました。

それと、給与改善については、少し検討させてください。

【佐藤会長】

給与改善については、声を大にして言いたいですけどね。それを行政が文言として記載するのは難しいんでしょうね。是非、検討していただければと思います。

それでは、近藤委員どうぞ。

【近藤委員】

51ページの⑤の実績のところ、「障害者スポーツ教室開催事業」というものがあるのですが、これは函館地区障がい者スポーツ指導者協議会との委託契約書を見たときに、対象者が18歳以上ということになっていたようなのですが、今現在、オリンピック・パラリンピックの関係で、もう11歳以上から人材を発掘しようという動きになっておりまして、障がい児についても対象としないのかということについて、見解をお聞きしたいのですが。

【佐藤会長】

今現在、障がい者の体力増強等についてということで、取り組んでいる実績をここに掲載している訳ですが、子どもの頃からいろいろな体験や競技をしていくということが必要だろうということで、将来的にはここに障がい児も入れていくということも必要だということですが、どうでしょうか。

【加藤課長】

実績ですから、実際にやったものについて後から名前を変えるということではできませんが、会長が今おっしゃったとおり将来的に、障がい児も含めた事業の開催ということも考えられると思います。

【近藤委員】

去年の10月に陸上教室を開いたんですけど、そのときの参加者は全て養護学校の生徒だけで、18歳以下ですから、18歳以上という文言に引っかかってくる訳です。ですから今後は障がい児もできるようにお願いしたいと思います。

それと、障がい者スポーツに関連して、「害」の字についてなんですけど、我々、障がい者スポーツの業界においては、全てひらがな表記でやっておりますということを申し上げておきます。

【佐藤会長】

今、思い出したんですけど、全道の障がい者スポーツ大会が千代台の陸上競技場で行われたのが、何年前でしたでしょうね。そのときに、養護学校の生徒さんがたくさん来られて、徒競走なんかはびっくりするくらい速くて、学校でそういうことをきちんと教えているのだなと感心しました。島委員も競技に参加されましたよね。子どもの頃からずっと続けていくということは、本当に大事なことですよね。改めてそのように感じました。

他にございませんでしょうか。はい、事務局。

【岡本主査】

はい。本日の差替版の中で、御案内が不十分だったところがございますので、紹介させていただきます。13ページですが、文章を追記いたしましたという説明だけで終わってしまい申し訳ございませんでした。

13ページ「3 地域社会の支え合い」の中に、以前から島委員などから意見をいただいていた「新型コロナウイルス感染症」の関係と、「読書バリアフリー」の関係について、今回、盛り込ませていただきました。内容に関しましては、今日、同じ時間に、北海道でも計画に関する委員会が開かれておりますが、北海道と意見交換をする中で、文言などを北海道の表現に倣った形で記載させていただきました。具体的な内容に関しましては、北海道の方からも御意見等いろいろ聞いてはおりますが、市としましては、一旦、重点的な取組として位置付けるに留めさせていただいているところです。差替版の説明は、以上です。

【島委員】

まさにその件について、前回時間切れの間際に御提案させていただいたところだったのですが、お答えいただきありがとうございます。

その上で、さらに私の御提案としてお聞きいただければと思うのですが、今と同じところについてですが、「3 地域社会の支え合い」という項目の中に、災害の対策やウイルス感染症というものを性質的に盛り込んでしまうよりは、一項目別に立てて、

「4 安全・安心対策が講じられた地域づくり」という中に、今おっしゃっていた災害対策とか感染症対策のことを、項目出した方が良いなと思っております。北海道の障がい者福祉計画でも、別に項目立ててうたわれておりますので、その点も御留意いただきたいと思っております。

【岡本主査】

おっしゃっていることは理解できます。我々も今回、項目に盛り込むときに、別に項目を立てるということも考えました。ただ、北海道の計画におきましては、既に、安全・安心に関する部分が一項目ありましたので、そちらの方で感染症対策などが追加されましたが、これに対して、当市におきましては、重点的な取組として6つの項目に分かれておりましたので、この中で当てはまるもの考えたときに、「3 地域社会の支え合い」に入れさせていただきましたところでした。もっとも、今の御意見を踏まえまして、別に項目を立てて記載することについて、再検討させていただきます。

【佐藤会長】

はい、ありがとうございます。

今まで、たくさん話をしてきた中で、一番多くの時間を費やしたのが、地域移行のことについて、それと、就労の問題についてだったと思います。今回、地域移行についてたくさんの議論をする中で、少し抜けていたんじゃないかと思うのが、先ほど文言の中にも出てきたんですけど、精神障がい者の病院からの地域移行、要するに長期入院させるのではなく退院を、ということなのですが、文言としては前からあって、一時期、多くの方が地域移行されたということもあったんですけど、最近はその話は聞きません。川村委員にお聞きしたいのですが、実感としてはこの点はどうなのでしょう。

【川村委員】

多分、今から5年前のことだったとおもうのですが、国からも地域移行を一生懸命やるようにということで、各病院のワーカーさんたちに、精神障がい者を地域のグループホームへ、または、自立させるためということで動いていただきました。

その1年後に、病院を伺いまして、ワーカーさんにお話をお聞きしましたが、実際にはなかなか厳しくて、グループホームの皆さんと一緒に過ごしてみましようと言っても難しいということで、なかなか数字が上がらないということだったんですね。

その後、ちらほらとお話を聞いているのですが、なかなか国が示す数値目標には届かないというような状況ではないかと思っております。

【佐藤会長】

事務局もそういった捉え方で良いのでしょうか。

【板谷主査】

長期入院されている患者さんの地域移行は、確かになかなか難しいというのが現状です。看護師さんとか先生とかといった医療に守られた生活から、自分で考えて設定した生活に移行するのは本当に大変なので、そういった事例はまだ体験していません。ただ、最近、壮瞥町の方の取組なのですが、4年掛けて支援していった、ようやくグループホームに移行できるケースが出ました。これは本当に画期的な話なのですが、移行に至るまでの間は、相談支援事業所を中心に何度も会議を重ねながら、体験をさせるという支援をしたということで、函館市においては、まだそういった支援体制が整っていないのではないかなということが実感としてはあります。相談支援事業所の数もそう多くないし、人も多くなくて、実際にセルフプランで就労訓練を行っている方も多い中においては、そういった体制づくりも必要なんじゃないかなと思っています。

【佐藤会長】

川村委員、そういったことでよろしいのでしょうか。

地域に移行するということについての支援については、我々としては前からいろいろなことに取り組んできたんですけども、何回か障がい者支援の当事者から、高齢化だとか重度化だとかいうことを、ずっと言われてきたんですけど、近年よく言われているのが「保護者の高齢化」ということで、頑張って在宅で一緒に生活してきたんですけども、両親のうち一人が欠け、もう一人も大変だという、そういった子どもたちが特に近年出ているのかなという気がするんですね。それで、それぞれの障がいの程度によって入居があったりだとかグループホームがあったりだとかで入ってくる人が結構いると聞いています。

相馬委員にお尋ねしたいのですが、実態として、そういったことはよくあるのでしょうか。

【相馬委員】

例えば、民生委員にはいろいろな話はするけれども、精神障がい者のことについては隠されて、表に出していませんもんね。そういった人は、結構いるんですよ。それで、つながりを作ろうと思って訪ねていったら、かなり親しくしている人でも、お母さんの方が閉じちゃって、その上、お話があったようにお母さんの高齢化が進んでいって、大変な状況になっているんですね。自分の専門である知的障がい者のことよりも、精神障がい者についての相談が多いので、話させていただいていますが、知的障

がい者についても同様であり、両親の高齢化が進んでいて、これからどうしようかと思う次第です。

【佐藤会長】

今、相談支援事業所がいろんな形で動いていますので、いろんな相談をする方が増えているんですね。昔は座敷牢に入れていたなんて時代もありましたが、いつまでも自分の家だけで問題を抱えていないで、一緒に地域で生活していこうという時代になってきていると思うんですね。「3 地域社会の支え合い」の中にも、「国や自治体をはじめ、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが相互に連携しながら施策を展開していく」と記載されているのですが、地域でいろいろな活動をされている方がたくさんいて、地域で活動しているというと、永澤委員の名前を時々新聞で見掛けるんですけど、頑張っているなあと思ひまして、永澤委員の地域では障がい者の支援については具体的にどのようなことを行っているのでしょうか。

【永澤委員】

高齢者を主体として活動しているところではあるのですが、お子さん全員が知的障がい者の御家族がいらっしゃって、最初にいらしたときには、お子さんが何時間も壁に向かったまま黙って座っているんです。それが、皆でいろいろ声掛けをしながら活動をしていくうちに、今では会話のようなことができるようになってきています。このように声掛けをすることによって、知的障がいのある方も自分に声を掛けられるというように意識をするようになります。例えば、「ここに来るときには、ひげをそってから来なさいね」と言うと、きちんと分かっている「サロンのある日には、ひげをそらないと会長に怒られる」と言うまでに変化はしてきています。ですから、地域の中で、いろいろな活動をしている際に、やはり周りの方の「声掛け」というものがとても大切なのかなと思います。障がいのある方を排除するのではなく、受け入れるという姿勢が大切だと思って、現在も活動しております。

【佐藤会長】

ありがとうございました。

相談に来られていろいろな話をしていくと、支援の仕方がいろいろ見えてくると思うのですが、そこに至るまでが難しいんですね。

次に大山委員にお話を伺いたいのですが、大山委員はボランティア連絡協議会で聴覚障がい者の支援をしていらっしゃるのだけど、要約筆記といって我々が話すことを文字にする訳ですから大変なんだと思いますが、長い間活動されているんなら思いがあるのだろうと思います。活動について、何かお話いただいても良いでしょうか。

【大山委員】

はい。佐藤会長のお話の中で「要約筆記」が出ましたが、この中で要約筆記について御存じの方はいらっしゃいますでしょうか。委員の皆さんはご存知でしょうが、まだまだ認知度が低い状況なんです。それで、私たちはチラシを作ったり啓発活動を行っているのですが、いまだに浸透しておらず、「速記ですか？」なんて尋ねられることもあるという現状です。

それで、文言を修正していただきたいのが、資料に「要約筆記」と書いているところがあるのですが、今は要約筆記には、手書きで行うものとパソコンで行うものがありますので、このようにひとくくりにするのではなく、周知啓発の点から言っても2種類あるということで、文言として分けていただければありがたいなと思って資料を読んでいたんですけども。

前の事務局担当の方にも伝えたように記憶しているのですが、2種類に分けていただければ、集計の際にも手書き・パソコンでどれだけ需要があるのかも分かりますので、ありがたいなと考えていたんですけども。

それから、もう一つ良いですか。議会傍聴時の手話通訳・要約筆記が整備されますと言った文言を使用する際にも、2種類に分けていただきたいと常々思っておりましたので、こういった計画の文章の中でも、「要約筆記者」という一くくりではなくて、「手書き」、「パソコン」と2つ明記していただければと思います。だから、この42ページの表でも分けて書いていただければ良いのではないかなと思います。

【島委員】

関連することで発言しても良いでしょうか。今、大山さんが発言されたことで、地域生活支援事業の⑥のところになると思いますが、そこに手書き・パソコンという種別で整理できれば良いなと私も思っております。

同様に、これは質問になるのですが、前回会議の私の最後の発言にもありましたが、北海道の意思疎通支援条例・手話言語条例が施行されまして、道の障がい福祉計画にも反映されております。それについて、函館市の障がい福祉計画にも意思疎通支援条例・手話言語条例の推進という文言を盛り込むべきというところまで発言させていただきましたが、その後、具体的に何か進展があったのであれば、ここでお聞かせいただきたいのですが。

【岡本主査】

進展というのは、こういったことを指しているのか分からないのですが。

【島委員】

それでは、提案ということでお話をさせていただきます。

まず、北海道の障がい福祉計画との整合性というベースの中で、市の計画にも「意思疎通支援条例・手話言語条例」という文言を盛り込むべきということを前回発言させていただきました。それに対するお答えを求めたところでした。

ここから、具体的にこうしたら良いのではないかという御提案なのですが、まず、意思疎通には多様な手段がありまして、聴覚障がい者のための文字通訳、手話通訳だけではなく、視覚障がい者のための代読、代筆、点字、知的障がい者のための意思疎通支援、重度障がい者のためのコミュニケーションのための機器の使い方ですとか、そういうものが全て網羅して推進するものが北海道の意思疎通支援条例となっております。そういったものを函館市でも十分に網羅していく必要があるというふうに考えております。これをどこに入れるかということについては、私の案としてお聞きいただきたいのですが、2ページ「(2)計画の基本的な方向」の⑦で障がいのある人の社会参加という大きなくりで、「特に」から始まる文章の前の「確保」の後ろに、「とともに、多様な意思疎通の支援を行う」という文言を盛り込んではいかがでしょうか。その「多様な意思疎通の支援」というところで、先ほど申しましたとおり、後半の46ページ、47ページの地域生活支援事業のところの手話通訳・要約筆記に加えて、視覚障がい者の代筆・代読に関する事業であったり、知的障がい者のコミュニケーションの支援であったり、そういった意思疎通の多様性を網羅できるような施策への反映が必要かなと考えておりました。

それから、最後に関連でもう一つ述べさせていただきたいのが、計画推進のための基本的事項の(2)⑤に「インクルージョン」という言葉が出てきます。こちらは、「包容」の後の括弧書きで出てくるのですが、一般的に「包摂」と訳されることが多いです。ですから、ここは「包摂」とした方がより適切かなと思います。さらに、この「包摂(インクルージョン)」というものは、小さな子どもたちの発達分野だけではなくて、小・中・高等教育、それから社会の中でもうたわれておまして、国連の障がい者の権利条約の中では、第19条の中に、これと同じ文言が出てきます。この対象は、子どもたちに限ったものではなくて、社会全体を指した条文になっております。つまりは、この⑤に盛り込む必要はありますけれど、⑤に入れるのであれば、①にも入れて、「社会参加とインクルージョン」ということで盛り込む必要があるだろう、という提案です。

【佐藤会長】

ありがとうございます。事務局は、整理が付きましてでしょうか。

【岡本主査】

おっしゃっていた内容については、検討させていただきます。ただ、北海道との連携というところに関しましては、北海道の計画では、かなり細かい点についても項目

を分けて取り組んでおりまして、なかなか北海道の計画と全てを合わせていくということは難しいと考えております。あくまでも、函館市の障がい福祉計画としての視点での検討となるものと思っております。文言の追加などに関しては、一旦持ち帰りまして、検討させていただきます。

【加藤課長】

島委員から指摘がありました、インクルージョンの日本語表記についてですが、最初は「包摂」になっていたと思うのですが、国の基本指針などには「包容」と書かれていますので、「包摂」という言葉よりはわかりやすいのかなと思って、「包容」という表記にさせていただきました。

【廣畑委員】

ただ今の件についてなのですが、「包容」というと何か「包み込んであげる」といったニュアンスが強いですし、国の言っていることが全て正しいという訳ではないですから、函館市として、どう表記するかというときに「包摂」という表記を使う方がニュアンス的に良いのかなと私は思います。是非、島委員の御意見を反映していただけたらなと一委員として思っております。

【佐藤会長】

13ページ「2 障がいのある人の地域生活への移行の促進」の中に、「包摂的（インクルーシブ）」という表現があるのですが。後ほど、「包摂」か「包容」か、どちらかの表現に合わせていただければ良いのではないかと思います。

それでは、障がい児支援のところに、保育、教育という文言が出てきますが、西口委員に障がい児教育の関係について、何か御意見等ございましたらお聞きしたいと思うのですが。

【西口委員】

14ページの就労の部分で触れさせていただきます。

学校の現場では、福祉の現場と協力して、毎年、教育福祉合同作品展を行っております。先ほど非常に良い御意見をいただいているなど思っていたのですが、「授産製品の受注拡大等による工賃向上の促進」について、私も高等支援学校に勤務していたときに、軌道に乗っている授産施設では10段階くらいに金額を分けて、その業務量によって、意欲を高めるために賃金に差を付けているところもあれば、軌道に乗っていない授産施設では月1万円以下の工賃になってしまっているところもありました。今、工賃向上のための授産製品の受注拡大がなかなか思うようにいかない、さらに、コロナ禍で非常に打撃を受けているところですので、この計画の中に具体的な施策を

盛り込んでいけば、通所者・入所者にとって非常に励みにもなるし、意欲も高まると思うんです。何よりも、社会生活が軌道に乗ることになりますので、例えば、この文言の前に、「販売所の複数設置」や「販売者の拡大」などといった、授産製品を販売してくれる場所が複数箇所設置されると、受注の拡大や工賃の増加等につながっていくので、こういうことができれば本当にありがたいなと思います。これが通年での販売が無理であったとしても、一定の期間、例えば、市役所や人通りの多いところ、デパートなどで販売していただくという機会があれば、受注拡大につながり、ひいては生活の安定につながる施策になると思いますので、是非、御検討いただきたいと思います。

それから、「5 障がいのある子どもに対する支援の強化」のところで、「ライフステージに沿った、切れ目のない一貫した支援」とありますが、これは非常に良い文言であると感じているのですが、実は高等部や高等養護学校を卒業した18歳から20歳までの2年間の支援が空白になっています。というのは、20歳からでないと障害者基礎年金が交付されません。卒業後の2年間の生活基盤が弱いという状況にあるんですね。ですから、その部分について、何か手立ての記載があれば良いのではないかなと思います。

あと、先ほど、51ページの部分で、障がい児のスポーツ・レクリエーション教室の参加の御意見について、非常にありがたいと思っておりました。というのは、高等部・高等養護学校の生徒たちも卒業した後に、なかなか地域生活への移行が進まないもので、当時、高等養護の教員は1年間に数回、道内各地を回って、卒後指導ということで、スポーツ・レクリエーション等を学校として独自に開催していましたから、この輪が広がっていくと、地域に出て行って、居場所が見付かっていくという状況にもなりますので、非常にありがたいなと思います。

最後に、グループホームの部分で新規整備・拡大とありましたので、例えば、地域生活への移行を促進するというときに、旭川や札幌、それから美唄、北見等で、実施されている通勤寮のシステムなども検討いただけないかなと思うのですが、グループホームよりも職員数が多くて、就労に当たっての支援もかなり手厚くなるので、もし可能であればということで提案させていただきます。

【佐藤会長】

ありがとうございました。

支援学校や支援学級を卒業した子どもたちがまず考えることは、やはり就労についてのことだと思うんですね。それで、就労がなかなか難しいということで、加藤委員には前回細かい数字を挙げて説明していただいたのですが、実際に新卒の就労状況というのは感覚的に言ってどうなのでしょう。

【加藤委員】

高等養護学校や高等支援学校の生徒さんの就職状況ということについては、先日、うちの職員が檜山管内のある高等養護学校に職業相談で訪問した際に、一般就労の希望者が4割、福祉的就労の希望者が6割であったという報告を受けております。

関連して言いますと、特別支援学校等の生徒さんの就職ということにつきまして、私ども、力を入れているところがございますが、学校さんがより熱心に活動していただいているものですから、学校独自で企業開拓と言いますか、「うちの生徒はどうでしょうか」と職場の実習やインターンシップ、体験等を通じて、生徒がその企業にマッチングできるかを確認された段階で、いよいよ就職だということで、ハローワークや助成金制度等を活用しながら、就職につなげていくという活動を各養護学校の先生を中心にしながら行って、そこに対してハローワークが求人票を作成したりですとか、助成金制度の案内をしたりですとか、そういった形でサポートさせていただいているというのが現状でございます。

【佐藤会長】

ほとんどの学校が、ハローワークを通じて就労支援をしていると考えて良いんですよね。

【加藤委員】

はい。特別支援学校の生徒も高校生ですので、ハローワークを通じて就労することが多いです。その他にも、縁故関係、知人や親戚のところに就職するということももちろんありますが、基本は一般的な高校生と同じく、ハローワークを通じた就労となると捉えております。

【佐藤会長】

お世話になっております。よろしく申し上げます。

最後に、地域生活支援センターで、比較的重度の人を支援している野澤委員に意見を伺いたいと思うのですが、何かありますでしょうか。

【野澤委員】

先ほど、販売所があればという意見がありましたが、2、3年前から販売所を設けるための建物は確保したんですけど、そこを改修するためには資金が必要で、あちこちの助成を受けるために申請を出そうとしているのですが、なかなか該当しなくて、助成を受けるにまで至っていません。この新型コロナウイルスの流行でバザーとかフリーマーケットとかを開くわけにはいきませんので、今、売り上げも落ちていて、あ

ちこちの事業所でやってほしいというお話は聞くのですが、なかなか開催できる場所が無くて、どうやっていこうかというのが課題です。

【佐藤会長】

ありがとうございました。販売所については、西口委員から強烈なエールがありましたが、授産製品の販売については、十字街にある「まちづくりセンター」の中に野澤委員が会長をしております「函館障がい者地域生活支援事業者連絡協議会」では、比較的小規模な障がい者施設が集まって活動しているところで、店を出して販売しているんですけど、なかなか売り上げが上がらないんですね。実際に施設の職員や障がいのある方が一緒に販売しているんですけど、1日に1、2千円という売り上げで、5千円行けば良いというような状況なんです。まだまだ大きな課題があるだろうと思っています。

野澤委員からお話があったとおり、今年、コロナの流行でいろいろな事業やイベントなどが中止になったりして、非常に大変な状況になっているんだろうと思います。12月に入りますと、障がい者週間というものが前半にあります。総合福祉センターの中で、例年どおり障がい者週間に関連したイベントを開催したいと。その中で、障がいのある人たちの絵画の展示と併せて、例年行っている、障がい者施設における製品の販売もできたらやりたいと社会福祉協議会の担当職員から聞いておりました。それがもしできれば、コロナでずっと中止になっていたいろいろな販売活動が、ようやく復活するのかなというふうに考えておりました。販売が行われれば、マスコミにも報道されますので、是非、御支援いただければありがたいなと思っています。

(2) その他について

【佐藤会長】

前半の議題はこれまでにして、資料2について事務局から御説明願います。

【岡本主査】

はい。資料2は、「第2次函館市障がい者基本計画の取組状況等」となっておりまして、個別の事業についての実績を計上したもので、これに基づいて次回の会議で諮らせていただきたいと思いますと思っていますが、現時点での速報版でして空欄になっている部分は御容赦いただきたいと思います。

資料2は、次回の資料としてほぼ完成しておりますので、一度お目通しいただければ幸いです。資料2の説明は以上です。

【佐藤会長】

これは速報版ということですが、完成版はいつ出来上がるのですか。

【岡本主査】

これから整理しなければならない部分もございますので、いつとはお約束できないのですが、次回会議の資料を郵送させていただく2週間前くらいまでにはお渡しできるものと考えております。

【佐藤会長】

分かりました。

障がい者基本計画については、来年度から後期に当たりますから、後期5か年についての取組についてどうするかということ、この5年間の実績を見ながら話し合っていくということになりますので、次回までお目通しをしていただければありがたいと思います。

それでは、何か御意見等ある方はいらっしゃいますでしょうか。はい、どうぞ。

【廣畑委員】

お時間の無い中すみません。先ほど、島委員が発言したすぐ後に発言すれば良かったのですが、情報共有をしたいところがございまして、発言させていただきたいと思っております。

島委員から道の障がい者福祉計画や条例等について話がある中で、少し注意が必要だと思う点がありまして、通称、北海道のコミュニケーション条例と手話言語条例に関してなのですが、例えば、コミュニケーション条例の中で、対象の説明の仕方が、「道民、障がい者」という書き方になっております。しかし、それはおかしいことで、「障がいのない道民、障がいのある道民」という書き方なら分かるんですけど、このような書き方では、障がい者の人たちが「道民」ではないというような読み方をせざるを得ない書き方になっているんです。そういうカテゴライズはかなりおかしいと思いますので、そういった部分はまねない方がよいということと、例えば、手話言語条例に関しましても、聴覚障がい者とその関係者について手話を習得する機会を、というような記述があるんですけど、コミュニケーションという場合、やはり、本人の関係者以外の人たちにも手話を習得する機会が無いと、コミュニケーションが成り立たないということで、実はその視点が抜けていたりするんです。このように、島さんがおっしゃっているようにまねなければならない部分とまねてはいけない部分がありますので、そこを注意して見ていただければということでの情報の共有化でした。条例を作るにしても、おかしいところをまねてしまうと、同じようになってしまうので、少し留意が必要だということです。以上です。

【佐藤会長】

情報提供ありがとうございます。

その他に何かございますでしょうか。河村委員よろしいでしょうか。

【河村副会長】

いくつかあるのですが、よろしいですか。

13ページ「3 地域社会の支え合い」で追記になった新型コロナウイルス感染症対策の関係の中で「障害者支援施設等」とありますが、在宅の親御さんが障がいのある方と生活をなさっているというときに、保護者の方が感染した場合、あるいは濃厚接触者となった場合に、障がいのある方を地域がどのように受け止めていくような何かしらのシステムを作れないのかということについて、委員5、6人でワーキンググループを作って検討を進めています。自立支援協議会に関しては、意思を表明したことはあまり無かったのですが、そういった形で動いています。それに絡んで、ここの文面が、「支援・応援体制の構築」となっていますが、どういうことをイメージしているのでしょうか。

できれば今言ったようなところをイメージしながら、考えていただければ良いなというところと、13ページにあった文が1つ消えているんですね。「福祉避難所等の充実」というところが消えています。これについては、この「支援・応援態勢の構築」に入ってくるのか、どう扱っていくつもりなのかを、今は結構ですが、次回にでもお答えください。

それと、18ページ「4 障がい児支援の提供体制の整備」というところで、以前はもっと長くて「医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置」だったものが変更になったというところと、コーディネーターの「配置します」から「活用を図ります」に文言が変更になったところが、どうしてなのかという理由をちょっと聞きたいと思いました。

また、現在、自立支援協議会では、インフルエンザや災害等においても活用できるような新型コロナに関係するマニュアル作りで動いていますので、何かあれば報告をしていきたいと思っております。以上です。

【佐藤会長】

はい。事務局の方で、後で確認していただきたいと思います。

これにて、本日の全ての議題が終了することになります。

ここで、私から御提案がありまして、会議開始の時間を30分繰り上げて、長くなっても2時間で8時に終わるようにすると。専門集団の会議では、3時間続けてやるようなものもあるようですが、この委員会はそういうものでもありませんので、早めに

切り上げられるように、6時から開始にしたいと思います。6時から開始で都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。

【加藤委員】

都合が悪いという訳ではありませんが、大体6時くらいまで来客があるものですから、責任者として出て行く訳にはいきませんので。ただ、6時に間に合うように調整はしていきたいと思います。遅れるときは6時半頃になってしまうことをお許してください。

【佐藤会長】

お一人、時間に遅れるかもしれないということですが、他に都合の悪い方はいらっしゃいませんか。

では、事務局の方で6時から開始という体制は作れますか。

【岡本主査】

はい、努力いたします。

会場を押さえられるかどうかだけです。基本的に5時半を過ぎれば使えるようになりますので、対応はできると思います。

【佐藤会長】

はい。では、次回から6時から開始で進めていきたいと思いますのでよろしく願いします。

ありがとうございました。今回は、先ほどあったように12月11日、8階のこの部屋ということでよろしいでしょうか。

【岡本主査】

はい。問題ございません。

【佐藤会長】

では、寒くなってまいりましたので、風邪など引かないようによく注意しながら、次回の会議に御参加いただきたいと思います。

本当に今日はありがとうございました。